

別記様式（第2条関係）

## 瑞穂市上下水道事業審議会会議録

審議会等の名称	平成20年度第1回 瑞穂市上下水道事業審議会
開催日時	平成20年11月10日（月曜日） 午後1時30分 から 4時00分
開催場所	瑞穂市役所巢南庁舎2階富有の間
議題	(1) 今後の瑞穂市汚水処理計画の策定について (2) 供用開始処理区の水洗化向上施策について
出席委員 欠席委員	出席委員 鈴木会長、河合副会長、堀委員、棚橋委員、熊谷委員、小寺委員、西岡委員、平田委員、馬淵委員、棚瀬委員、古川委員、豊田委員、細川委員（13名） 欠席委員 二重谷委員（1名）
事務局	河合環境水道部長、弘岡下水道課長、下水道課職員（梶浦、工藤、坂井田）
説明員	早瀬企画財政課長
公開の可否 （非公開理由）	公開
傍聴人数	0人
審議の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・新委員の委嘱書交付</li><li>・市長あいさつ</li><li>・会長あいさつ</li><li>・執行部提示資料1～5の説明</li></ul>
事務局（担当課）	瑞穂市 環境水道部 下水道課 TEL 058-327-2114 FAX 058-327-2127 e-mail gesui@city.mizuho.lg.jp

平成20年度 第1回瑞穂市上下水道事業審議会 会議録

日 時 平成20年11月10日（月） 午後1時30分～午後4時00分

場 所 市役所菓南庁舎富有の間

出席委員 会長 鈴木 治 副会長 河合 和義  
堀 武 棚橋 敏明  
熊谷 祐子 小寺 徹  
西岡 一成 平田 芳子  
馬淵 秀雄 棚瀬 友啓  
古川 貴敏 豊田 正利  
細川 大二郎

欠席委員 二重谷 伸行

事務局 環境水道部長 河合 信 下水道課長 弘岡 敏  
下水道課総括課長補佐 梶浦 要 下水道課長補佐 工藤 浩昭  
下水道課主査 坂井田 剛志

説明のため出席した者

企画財政課長 早瀬 俊一

傍聴人 0名

1. 委嘱書交付
2. 自己紹介
3. 市長あいさつ
4. 会長あいさつ
5. 審議内容  
瑞穂市汚水処理計画の策定等について

（事務局弘岡） 皆さんこんにちは。まず、会議に先立ちまして、資料の確認をお願いいたします。お手元の資料の一枚目が次第、諮問文、諮問要旨です。資料1の頁数は25頁、次に資料2と致しまして8頁のもの、資料3と致しまして、接続促進マニュアルが21頁、資料4と致しまして、構想の再検討で29頁、資料5と致しまして、下水道等の計画についての5つの資料が有りますでしょうか。改めまして本日はお忙しい中、平成20年度第一回審議会にご出席頂き有難うございます。この審議会は昨年の上下水道事業運営審議会より名称が変更になっております。事業の運営だけにこだわるのではなく、広義の意味で下水道事業全体について審議して頂くために、この9月に条例の一部改正を行いました。内容的には資料1の4頁に載せさせて頂いております。今回はお手元の資料にあるように瑞穂市全域の汚水処理計画の策定について、委員の皆様へ審議頂きますのでよろしくお願い致します。遅くなりましたが司会進行を努めさせて頂きます下水道課長の弘岡です。次第に従って進めさせて頂きます。最初に委嘱書の交付であります。委員構成で市議会議員、市の代表者に変更があり、それに伴うものです。委嘱書の交付を行います。市長より交付致します。

（市長） ～ 委嘱書交付 ～

（事務局弘岡） 新審議委員の皆様よろしくお願い致します。それでは、初めての方

もいらっしやいますので会長さんより簡単に自己紹介をお願いします。

(各委員)           ～ 自己紹介 ～

(事務局弘岡)       では、市長さんよりご挨拶頂きます。

(市長)               皆様お忙しい中、ご苦勞様です。昨年は下水道使用料について慎重にご審議頂き、答申頂きましたことに感謝致します。この答申を踏まえまして、今年の三月議会に諮りまして今年度6・7月分使用料から改正させて頂きました。さて、今回諮問させて頂きました「今後の瑞穂市汚水処理計画」でございますが、瑞穂市の汚水処理人口普及率は、平成19年3月31日現在、合併浄化槽を含めまして40.5%であり、県内平均83.1%、国の平均は83.7%でこれを大きく下回っております。当然県下でも市としましてはダントツに低い状況にあります。瑞穂市は市内に16本の一級河川があり、その中におきましてこの汚水処理政策はインフラ整備事業でありまして、ナショナルミニマム、最低生活基準保障と思っておる所であります。平成5年から岐阜県内におきましては全県域下水道化構想が打ち出された所あります。その中におきまして既存の市におきましては全て下水道の整備の途中でありました。その当時の岐阜県の下水道整備の状況は37.7%でそれから83.1%まで伸びておりますが、この瑞穂市においては合併浄化槽を含めまして、平成4年度末のレベルにあり、20年は遅れている。これが瑞穂市の実態であります。真剣にご審議を頂きまして、答申を頂きたい。この9月5日に市民憲章の制定をさせて頂きました。その中に「豊かな水と緑あふれる美しいまちをつくります」と謳っております。市民が望んでいるきれいな川を取り戻すため市全域の汚水処理計画は必要不可欠であります。昨年同様ご審議を頂きましてご答申頂ければ幸いです。よろしく願い申し上げます。

(事務局弘岡)       つづきまして、鈴木会長さんよりご挨拶頂きます。

(鈴木会長)           鈴木でございます。まず、昨年の状況を皆さんにご説明したいと思います。昨年10月から3ヶ月かけて5回審議会を行いました。その結果、答申することが出来ました。答申の結果は皆さんよくご存知ですが、諮問頂きました180円の使用料を150円にすることに関して審議会では止むを得ないという結論で答申しました。但し、付帯事項を8項目付けて答申しました。市民の意見を反映した汚水処理計画を早期に策定し公表すること。市全域の汚水処理計画に係る年次別財政計画を策定し、公表すること。市全域の汚水処理計画に基づく使用料試算を行い長期的視点にたって改定後の使用料の検証を行うこと。下水道事業の経営状況について広報・ホームページにて分かり易く公開すること。水洗化率の向上を阻害している原因を調査するとともに、目標を定めて適切な施策を講じること。水環境の保全、改善に対し、市民の理解・協力が得られる様に努力すること。一般会計繰入金増加抑制のために、下水道等使用料体系について逡増累進制を検討すること。平成23年度以降の早い時期に下水道等使用料の審議を行うこと、以上の8項目を付けて答申させて頂きました。その後、先ほど市長さんも言われました通り、議会で議決されて既に150円体制が出来上がったと、お聞きしております。この付帯事項で付けました逡増累進制についても既に導入されている様であります。未接続の方へ対

する調査も付帯事項に従ってかなり進んでいるように見受けられます。今後、説明して頂けると思いますが、昨年はこの様に行ってきました。今回諮問頂きました内容は前回付帯事項として色々上げた中から出て来たとも考えられますので、昨年行いました内容にプラスしてこれから水環境をどうしていくか、ということを経験頂きたいと思えます。昨年審議会にご参加頂きました方ありがとうございました。昨年は議論が白熱しまして一日2時間の会議が終わらないくらい相当皆さん意見が出ました。今回も、下水道計画という非常に身近な問題です。忌憚のないご意見を出して頂きたいと思えます。

(事務局弘岡) ありがとうございます。では、市長は所用のため退席いたします。それでは、会長、議事の進行をよろしく願います。

(鈴木会長) 座ったままでよろしいですか。それでは、今日の会議ですが、全部で14名の委員のうち1名欠席で、13名になります。審議会条例第6条第2項により出席者数は過半数に達していますので審議会は成立しているということをご報告します。それでは、第1回上下水道審議会を開きます。今回は平成20年10月15日付瑞穂市汚水処理計画の作成等についての諮問がありました。そのことについて審議会で審議したいと思えます。ご異議ございませんか。

(委員全員) 異議なし。

(鈴木会長) では、次に審議内容の公開・公表について、でございます。このことについて事務局から提案がございましたらよろしく願います。

(事務局弘岡) 審議会は原則公開でございます。皆さま方の資料1の9頁に審議会等の会議の公開に関する要綱及び審議会等の会議録の作成及び公開に関する要綱があります。これら要綱の条項に準じたいと思えます。このことから、この審議会は公開として、会議録の詳細は最終審議会後に公表と思っております。以上です。

(鈴木会長) 今、事務局から説明のありました、この公開についてご意見ありましたらよろしく願います。

(小寺委員) よろしいですか。前回は、会議録はその都度次回に議事録が出てきたが、それが変わったんですか。

(事務局弘岡) 資料の方にありますように、一回ごとには要点筆記で行いたい。会議の一番最後、最終の審議会のあとに詳細な公表を行いたい。

(鈴木会長) ということは、委員については毎回会議録は出るということですね。一般への公表はすべて終わった後ということですね。

(事務局弘岡) はい、そういうことです。

(鈴木会長) 他ございませんか。ございませんので決めたいと思えます。この審議会は公開ということでよろしいでしょうか。

(委員全員) はい。

(鈴木会長) では、公開ということに決定いたします。傍聴者がいれば、入室して貰って下さい。

(事務局工藤) いらっしゃいません。

(鈴木会長) それでは、資料1の9頁でございます、傍聴者がいる場合は公開要綱第3条の傍聴の規定をお守り下さい。委員の方の毎回の公表も禁止ということですね。公開というのは、審議会委員の方も毎回公表することもない。

それでは、本題に入りたいと思えます。事務局より諮問の説明よろしく願います。

(事務局河合) では、要旨より、諮問の内容を説明します。10月15日付で汚水処理計画の作成等について諮問しております。

～ 諮問文及び諮問要旨読み上げ ～

それから資料1の16頁より説明致します。市長の挨拶にもありましたが、9月の議会で市民憲章が制定されました。この様な審議会等会合で市民憲章を知って貰おうと思います。皆さんとご一緒に唱和させて頂きたいと思います。皆さんご起立願います。

～ 市民憲章唱和（前文：部長、本分：唱和） ～

色々な会合の席でもご尽力頂きたいと思います。その中でも赤く塗ってありますが、「豊かな水と緑あふれる美しいまちをつくります」というようなことをモットーにご審議頂くとありがたいと思います。17頁でございますが、岐阜県の汚水処理人口普及率でございますが、総人口分の公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽の処理人口をパーセントで表しております。瑞穂市は40.5%という状況であります。公共下水道が8.8%、農業集落排水は1.0%、コミプラを含めた合併浄化槽等が30.6%というような状況でございます。18頁、これは、瑞穂市の汚水処理の普及率、水洗化率などの一覧表でございます。現在集合処理は3処理区、一番下が浄化槽、ここでいう浄化槽とは合併浄化槽を指しています。特定環境保全公共下水道は西処理区でございますが、水洗化率が19年度末で60.1%、農業集落排水事業は呂久処理区でございますが19年度末で97.8%、コミュニティ・プラント事業は別府処理区であります。19年度末で33.1%、というような状況になっております。19頁はそれをグラフ化したものです。3処理区の計が赤鎖線でございますが、全体で50.3%という現状でございます。あとの詳しいことは担当から説明させます。

(事務局椛浦) 座って失礼します。先ほど会長より昨年度の答申の付帯事項について出て来ましたが、20頁と21頁は昨年の資料に平成19年度の経営状況をプラスしたものです。ひとつずつ読み上げると時間が掛かりますので、最初に資料1と、資料2、3、4については今回の諮問事項の2番目の供用開始処理区の水洗化向上のための施策についての資料でございます。資料5は諮問の今後の瑞穂市汚水処理計画の策定についての資料でございます。現在の3処理区の事業の展開やら現在の経営状況を踏まえた反省を含めて、2番目の水洗化向上の施策についてから資料の提示をしております。21頁には19年度の経営状況を示しております。一番重要なところは、経費回収率、維持管理費＋資本費、特環の場合、32.4%、これは、処理場の維持管理費に対して、使用料がどれだけ回収出来たか、でございます。特環が32.4%、農集が41.1%、コミプラが15.0%、平均で23.0%。それから建設に掛かる償還部分を資本費として特別会計は捉えておりますので、その部分が入っております。その下が維持管理費だけに対する回収率になります。特環が、99.4%、農集が85.8%、コミプラが61.8%合計で80.0%となっております。それから、

基準内繰入を考慮した場合、一番下になりますが、下水道の場合、公共用水域に対する水質の保全ということで、すべて使用料で賄うのではなく、公の部分に対する経費に対しては税金から投与しても良いですよという基準内繰入というものがあります。これを活用した場合、経費回収率は、特環の場合、99.4%、農集が85.8%、コミプラ61.8%、合計80.0%となり、19年度の経営状況はこのようになります。それから、昨年度の使用料改定によりまして、180円が150円という諮問を受けて、議会で議決頂き、本年度6月より使用料改定しております。2ヶ月に1度、今まで2回収納しております。その使用料は揃っておりますが、若干少なくなっている状況で、20年度については、接続が増えていることでもありますので、今どれくらいになるか、わかりませんが、現在は、19年度に対して20年度がどのようになるか、見極めている状況であります。続きまして22頁ですが、こちらは、用語の定義ということで省かせて頂きますが、新委員さんについては、議員さんの研修会で同じ資料で研修しておりますのでこの部分について省かせて頂きます。23頁については使用料改定のお知らせということで、水洗化の促進で個別訪問したときに、各戸に配布し、広報にも添付しております。24、25頁は昨年度、使用料の改定に対して議会の付帯決議が出ておりますので併せて参考に添付させて頂いております。以上が資料1でございます。続きまして、資料2であります。水洗化の促進についてということで、未接続のそれぞれのお宅を一軒一軒職員2人一組で回りました。6月から10月までで、昼間は不在のため、夜や日曜日に回ったという経緯がございますが、一枚目が西地区の調査結果でございます。西地区については9月11日から10月17日の間に、公共汚水ます総数ということで、ますが各家庭に一戸付いておりますので、アパート等がございますので世帯数とは若干異なっております。対象が386件の調査を行いました。未接続理由、接続意志の項目をあらかじめ決めておいて、調査票を作って台帳を整備しております。未接続の理由の分類をだいたい大まかな理由でAからSまで調査しました。但し、聞き取りの場合、複数の回答を頂いておりますので、一番目に大きな理由というものを挙げさせて頂いております。これを見ると経済的理由というのが63.4%、その他16.1%、増改築の予定が7.0%独居が4.2%という順番です。合わせて担当が聞き取りをした直感で接続意志をAからEに分類しております。回りました286件以外には留守宅もがございますので、今も文書等で接続のお願いをしておりますが、接続の気なしが65.0%、全く気なしが20.3%と続いております。それから、2頁は集計表で未接続の理由と接続の意思をクロス集計しております。接続の気なしの一番の理由は経済的問題であります。その他の理由も多くみられましたので、その理由を挙げさせて頂きました。接続の阻害をしているものを取り除いて行くような活動をしていくためにそれらをデータ化しております。次の頁は別府地区でございます。別府地区については、公共汚水ますが付いておりませんが、639件の未接続のうち513件を調査しております。一番多い理由は経済的な理由でございます。西地区とは若干地域性がございまして、理由構成が異なっており、独居という所が多く見受けられます。接続意思も若干西地区と異なっております。今後この資料を台帳として、

文書勸奨等に使って行きたいと思います。続きまして5頁からは私道に対する布設要綱で、旧の穂積町と巢南町で扱いが違っていたのでこれについては合併後、すぐに、この審議会で私道の取り扱いを決めました。そのときの要綱が接続を阻害している要因でもありますので、この審議会で検討頂いて要綱を改正したいと思います。工藤の方から説明させます。

(事務局工藤) 未接続の理由の中に少数ではありますが、特に別府処理区の中に接続したいが、私道のため、接続出来ないというものがありません。別府処理区の中で約80箇所、西処理区内で3箇所あります。実際に勸奨で回っている時に汲取り便所で、下水道が来るのを待っていたのに私道のため接続出来ないという方がいました。コミプラを始めた時の穂積町の説明では、私道も施工して貰えるという説明だった様ですが、合併して、この要綱が出来て条件に該当しないので施工して貰えないので接続出来ないという方でした。この条件は他の市町村と比べても厳しいものでして、そこを改正したいと思います。要綱ですので、市長の決裁で改正可能なのですが、平成15年当時に審議会の答申で策定したことです。この審議会で諮った方が良いのではないかとということで、水洗化率にするとわずかな数字ですが、水洗化率向上のため、今回この改正を提案させて頂きました。第3条第1項第2号の所ですが、私道に路面の排水施設が施工されているという条件なんです。雨水排水、側溝が無くても良いという条件に変え、分筆が必ずしてなければならなかったんですが、分筆して無くても舗装や側溝の敷設状況により明らかに共用道路と市長が認める場合は私道条件に当てはめる。2戸以上の場合2戸、3戸から6戸の場合は3戸、7戸以上の場合、半数以上の申し込みが必要という条件を、せつかくある施設を有効に使うためにもこの条件を無しにしたい。第6条に支障となる構造物の移設は個人負担ということになっていましたが、かなり負担が大きいので実際、施工を阻害しているので無しにしたい。あと、要綱の施行を平成21年4月1日からとしたいと思います。以上です。

(事務局相浦) 申し訳ないですが、順番に資料の方を提示させて頂きたいと思います。続きまして、資料3ですが、下水道協会が出しております接続促進マニュアルでございます。全国の自治体の取組み事例を挙げております。これらを参考にということで提示させて頂きました。まず、接続の現状ですけれども、下水道への未接続の理由ですが、やはり高齢者世帯、低所得が最初に来る。続いて合併浄化槽、単独浄化槽で不便を感じない、というのが、多く見受けられます。都市規模別の水洗化率ですが、5万人規模から1万人のところが低い。下水道の歴史もあり、都市部は何十年という歴史があり、郡部については歴史が新しいので接続率が低い。下の表は接続率の日本の平均です。供用開始後5年で60%ということですので、だいたい西地区が全国平均であると思います。次が、私どもが個別訪問したのと同じように水洗化を阻害している理由を挙げております。高齢者・低所得、老朽化等の理由が挙げてございます。3頁ですが、取組みにあたってのポイントとして、やはり住民の理解をいかに早くから得るかというのが挙げられております。下水道の必要性の他に、いつ頃、下水道が来るかということとか、その整備に伴う住民の責任・負担を可能な限り説明することが重要。計画

の段階からどれくらいのお金が掛かるかとか、使用料がいくらになる  
とか、具体的なものを早めに示していくことが大事。それから、整備  
の進捗状況や先行地域の住民の声を整理し、提供する仕組みの構築も  
必要。接続への支援として、接続の意思を高める情報提供をする。高  
齢者世帯のため、後継者がいないので多額な費用を投資してまで下水  
道を利用したいと思わないというのは、優先順位が違うことや、契約  
交渉の煩わしさ等を把握しておく。指定工事店への指導も必要。先程  
の私道のこともございます。18頁は各市町村の実際の水洗化促進の  
ための施策が抜粋されております。下水道貯金への奨励金ということ  
で、西地区の方が貯金をしておりました。供用開始の7年前から行っ  
ています。その他、融資あっ旋や利子の補給、助成金で工事費を補助  
する、分担金を免除する、高齢者への補助等がございます。現在、瑞  
穂市では2年以内の接続に5万円の助成金を出しておりましたが、そ  
の期間は終わっております。融資あっ旋についてはほとんど利用が有  
りませんでした。続きまして実際に下水道に繋いで頂くには、水質と  
いう点で環境というものを是非分かって貰うために資料4で水質の調  
査を行っております。今年度、瑞穂市全域で水質調査の委託を行いま  
したので、その中間報告を提示させていただきます。市内60箇所を調査、  
調査日は夏季が8月、冬季は12月を予定しております。調査項目は  
生活環境項目と一般項目を行いました。調査項目の説明は14頁をご  
覧下さい。pHが下がり酸性が強くなると魚類が棲みにくくなります  
という感じです。溶存酸素量は水中の酸素の量、BODは汚れた水を  
処理するのに必要な酸素の量であり一番よく使われる指標でござい  
ます。CODは化学的な酸素の要求量でございます。SSは浮遊物質量、  
大腸菌群数は糞尿による汚染を測るものでございます。全窒素と全リ  
ンは栄養分ですが、多過ぎると魚類も棲めなくなるということであり  
ます。これらの項目を60地点で調査しております。17頁から21  
頁まで場所を添付しております。10頁から12頁市内の地図に載せ  
ております。6頁から8頁は汚れ具合を色分けして表示しています。  
この色分けした瑞穂市の地図をホームページに掲載し、下水道が出来  
るまで水質の変化を追って行きたい。8月は用水の時期でして水量の  
多い時期でしたので年間を通して水質の変化をデータ化して行きたい。  
こういった評価を分かり易く市民に伝える方法を考えています。環境  
課でも河川の水質データを取っていますのでそのデータも活用して行  
きたい。それと併せて小学校等でPACテストという簡易な水質検査  
をやって材料を提供して瑞穂市の生活排水の現況を示して行きたい。

(事務局弘岡) 会長、資料的に区切りが良いので休憩をはさんで頂ければと思いま  
す。

(鈴木会長) では、途中ですが、5分ほど休憩を入れたいと思います。

～ 休憩 ～

(鈴木会長) では、皆さんお集まりですので再開したいと思えます。

(事務局相浦) 追加させて下さい。資料4の16頁をご覧下さい。データを見る限  
り水質が綺麗な所が多い。しかし、単独浄化槽では生活排水は垂れ流  
し状態。生活排水の汚れで魚が棲める様にするには風呂の水で何倍希  
釈する必要があるかという資料です。続きまして、これからの資料5



は今後の下水道の計画についての資料です。事業概要からは、工藤の方から説明させます。

(事務局工藤) この資料は諮問の一番目の資料でございます。瑞穂市の汚水処理普及率は40.5%で残りの6割の人は生活排水を水路に垂れ流しにしている状況です。その水をどのように綺麗にするかの手法が書いてあります。瑞穂市は特定環境保全公共下水道を西地区で、国土交通省の補助事業で、農業集落排水施設を呂久地区で農林水産省の補助事業で、コミプラ事業を別府処理区で環境省の補助事業で行っております。もうひとつ、それ以外のところを個人設置型の浄化槽事業を環境省の補助事業で行っております。その他に公共下水道がありますが、これは、これから提案します。瑞穂市の未整備地域を公共下水道で整備していきたいというのが事務局の提案でございます。11頁は瑞穂市で考えられそうな手法でございます。公共下水道は既存都市の中心部や宅地化が進められている地域で行われます。法律的に言いますと都市計画区域内は公共下水道で行うとなっております。次に農業集落排水施設は、基本的に農業振興地域で実施するものです。未整備の農業振興地域は中地区があります。農振地域でも特環で整備することも可能です。次にコミ・プラですが、新規に団地等が開発される地域或いは集落毎に生活排水を処理することが適当な地域が一般的です。最後の合併処理浄化槽は、新規に団地等で開発される地域や個別に生活排水を処理するのが適当な地域が該当します。合併浄化槽には市町村が設置、維持管理も行う市町村設置型と、すべて個人で行う個人設置型とがあります。どのように事業を選択して行くのかというと、各省庁の縦割りで補助金取りで権力争いではないかという話があり、どういう基準で事業を選択するかというのが、効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想マニュアルというのが平成13年に作ら決まっています。平成10年までは合併浄化槽の設置が義務付けされていまして、汚水処理の手法は、基本的には集合処理しかなかった訳ですが、個別処理の合併浄化槽が出て来まして、その事業の選択の必要性が出て来た訳であります。19頁で瑞穂市はどういう地区かをご確認下さい。1,965ha、約7割が都市計画区域であります。都市計画区域は下水道があつて当然と規定されています。都市計画法でいう汚物処理場はコミプラなどですが、瑞穂市のコミプラは都市計画決定の手続きを取っていませんので、暫定施設ということになっています。又、国土交通省より都市計画運用指針という指針が出ており、その中で下水道と都市計画の考え方が記載されており、「下水道については積極的に都市計画に定めるべきである。この場合、市街化区域においては少なくともこれを定める。」となっており、市街化区域には下水道があつて当然であるということです。実際に瑞穂市の汚水処理を計画した場合、どれくらいの費用がかかるかを検討した資料が20頁です。A案は全域を公共下水道で整備した場合、県の流総計画に基づいて整備した場合、市街化区域は当然全部調整区域でも計画が見込まれる所は下水道、その全体費用が415億3,200万円になります。これを耐用年数で割って一年当たりの建設費がいくらかというのが、7億7,400万円、次に全て整備出来た場合の維持管理費が6億3,600万円、合わせて14億1,000万円年当たり掛かるということです。従来、合併浄化槽が無い場合で、平成10年まではこれで整備して来た訳ですが、

以降は合併浄化槽でも概ね水を綺麗に出来るということで、B案は、全く家が建っていない市街化区域まで下水道で整備するのは効率的では無いということで、本来、先程説明した汚水処理整備マニュアルは市街化区域以外のものであるのですが、市街化区域にも当てはめた場合に不効率なところ、家が集落から離れている所は浄化槽で整備したらどうかという計画です。市街化区域であっても家が集落から100mも離れて1軒家がある場合は下水道は整備せず、浄化槽で整備するというのがB案です。その費用が浄化槽と合わせて341億200万円で耐用年数で割ると年当たり6億7,900万円、維持管理費が1年当たり6億4,000万円となり、合わせて年当たり13億1,900万円となります。C案は全部集合処理をやめて、合併浄化槽で整備した場合です。建設費が146億300万円で耐用年数で割ると年当たり5億6,200万円、維持管理費11億3,400万円と合わせて年当たり16億9,600万円です。単純に維持管理費と建設費を比較しますと、B案が安くなります。事務局としてはこれでやって行きたいと考えております。C案の合併浄化槽で全て整備したら駄目なのかという点ですけれども、この比較は個人設置型、市町村設置型関わらずの費用でして、個人設置型では当然維持管理費が掛からない訳ですから、市とすると持ち出しは建設費だけで少ない訳であります。ですが、個人設置型にすると、実際、整備が市民の判断になり、今現在はこの手法で行って、浄化槽の補助金を出して整備している訳です。新築の場合はこれでいいが、実績をみても新築で無いのは1割程度しか進んで行かない。この手法を取れば、いつまで経っても汚水処理は進まない。ならば市町村設置型でとなるが、市町村設置型ならば、B案の方が効率的です。次の資料はA案、B案の算出根拠です。次にB案の詳細な財政計画を付けておりますので、これを相浦から説明させます。

(事務局相浦) 今、申し上げた通り、事務局としては市街化区域につきましては、公共下水道もしくは合併浄化槽が効率的であると、特にB案については財政計画のシミュレーションを作ってみました。22頁からですが、作成に当っては色々な条件が付いてまいります。事業費は管渠の費用が大きなウェイトを占めます。何故かという、土質や河川の状況により推進でやるとかの条件があります。今回は平面図で瑞穂市の代表的な係数を使ってh a当たりの費用を出しておりますが、あくまで紙上の計算であります。実際の費用は現地に入って測量して高さを当たってというようなことをしないと中々、正確な事業費というのは出て来ませんが、有る程度の係数で過去の実績で出している事業費であります。それに基づいて、23頁のフローで年次別事業費の算定を行っています。通常ですと、瑞穂市程度の面積を整備しようとするのだいたい20年くらい掛かります。ところが、財政破綻をきたす様な市町村が出てまいりました。隣の本巢市では、下水道の起債のピークが来年、再来年と来ます。何故かという、国の方が下水道事業を景気対策ということで、平成元年頃から10年頃まで莫大な費用を使って来ました。その借金の返済のピークが丁度これから来る。国の方は市町村の意志関係無しに補助金を付けて、本来ならば、20年で作るものを5億ずつ整備していけば良いものを今年10億使えとか20億使えと来る。その半分を市町村が起債で持っている。よって、この年次計画というのが大切になって来る。その年次別事業費の算定をし、財源

内訳の算定、有収水量、維持管理費の算定、受益者分担金、使用料の算定、財政収支計画表の作成、一般会計の繰入金となります。特に一般会計から下水道特別会計へ繰入金がいくらになるのかを明確にする必要があります。分析の結果ですが、建設期間を30年、本来ならば20年を30年に延ばす。処理場を4期にする。当初は流入が少ないので管渠を作りながら徐々に作って行く。管渠の補助対象が65%、施設が95%、起債の充当率が90~95%、年利率2.5%、30年償還、受益者負担金が一戸当たり15万円、使用料170円/m<sup>3</sup>は累進制度の加重平均で算出しております。繰入金の結果、ピークは31年目に6億400万円要するという事です。現在、交付税措置はありますが、交付税の算入は考慮しておりません。事業期間が60年間、維持管理も入ってきますので総額150億3,000万円、使用料による収入が26億5,000万円、60年間の比較における実質負担額が123億7,900万円となります。財源の内訳ですが、38.6%が国費、起債が190億9,083万3,000円で56.6%、負担金が16億5,685万5,000円で4.9%、これが財源内訳です。25頁は30年間で建設した場合の総事業費を年度別に分けたグラフでございます。管渠を整備しながら、第一期の処理場工事をし、平成23年に始めたとすると平成30年に供用開始します。これを4期に分けた30年間の建設計画でございます。26頁が起債の償還額を表したものです。27頁は維持管理費と使用料を考慮したものです。繰入金のピークが平成53年に6億円の所に来ております。使用料を差し引いていますので、実際の償還額はもっと大きい。平成71年から棒グラフが0から下に行きますが、黒字ということですが、実際には施設の更新等があるので、あくまで計算上の数字で、建設費と市費との関係が書いてあります。これを、建設期間20年、10年にすると6億円のピークがもっと高くなる。ですから、30年間の建設という条件で6億円は瑞穂市の財政で、ピーク時でも耐えられる。あくまで全国平均85%の水洗化率で計算していますので、接続率が上がらないと使用料が入って来ない。では財政計画が一般会計の方にもどのような影響があるのか下水道課からは判断出来ないの、本日財政課長が来ていますので説明頂きます。

(事務局早瀬) それでは、35、36頁は瑞穂市の財政状況でございます。県内のデータが39頁にまとめられております。実質公債比率というのは、各市町村過去3年間の平均でございます。借金をどのように返しているかということでもあります。確かに瑞穂市は公共下水道等が整備されていないということですが、借金は非常に少ない状況であります。毎年15~16億前後の借金を返しています。このピークも平成23・24年頃で、段々減って行きます。将来負担比率は今ある借金と貯金がどうかという数字で基本的には無い。今はこのような状況です。起債の残高も今年来年がピークで減って行く。コミ・プラについては15年償還ですので平成31年をもって償還が終わります。農集については平成39年、特環につきましては30年から32年後頃借金が終わる。確かに下水道事業を行うとかなりの事業費が掛かるが、その他の色々な事業との兼ね合いもあります。工事の仕方等配慮すれば、市の財政は十分耐えられると思います。事業の形態等十分検討すれば破綻する様なことは無いと考えております。

- (鈴木会長) はい、ありがとうございます。膨大な資料で大変ですが、今日はまとめだけしたいと思います。まず、今回の諮問は2項目ございます。今後の瑞穂市の汚水処理計画の策定、もうひとつは水洗化向上施策について。1度に審議するのか、個別にするのかということだが、水洗化施策を先に議論してから瑞穂市の汚水処理計画を検討したいと思うが、どうでしょうか。
- (平田委員) 前回の審議会のときも水洗化率向上のことは議論になっておりましたのでそちらを先にクリアしないと先に進めないのではないかと。
- (西岡委員) まず、ひとつ要望ですが、執行部は事前に精査して理解しているが、我々はここにきて初めて内容を見せられて、途中で聞きたいこともあった。事前にやって貰わないと駄目です。
- (鈴木会長) 今日は、説明頂いて、これから質問して提案に対して議論して行きたい。質疑応答に入るととても時間が足りませんので。
- (西岡委員) 今日の場合、説明したことを順次質疑応答して行かないと。諮問事項の議論の順番はそれで良いと思いますけど。
- (鈴木会長) それでは、水洗化率の向上を先に議論して行きたい。質問したいことを精査して次回質問する。
- (小寺委員) 今聞いて出して貰いたい資料があります。資料2に関連して各戸が汲取なのか、浄化槽なのかの資料が出せないでしょうか。環境問題のことは10年単位でやって行かないといけない。一級河川の水質のデータで過去のデータも分かると思うのでそういう資料も出して欲しい。
- (事務局椙浦) 水質調査は60箇所を年2回測定して400万円くらい掛かる。毎年は難しいので2、3年に一度で調査して行きたい。
- (西岡委員) 個別の聞き込みを踏まえて、具体的な水洗化向上案について提示して貰いたい。
- (棚橋委員) 合併浄化槽の機能は10年経って機能的にも進化して良くなっていると思う。機能について知りたい。去年は5回審議会が開催された様だが、5回で済むのか、5回しか出来ないのか。
- (鈴木会長) 決まってはいません。議論しながら、柔軟に対応したい。諮問が2点ですので効率的に進めたい。
- (熊谷委員) 下水道計画で接続率が全国平均で計算したとのことだが、将来、法改正されて合併浄化槽の接続義務が無くなった場合のことを考慮しているか。
- (事務局椙浦) 考慮していない。
- (鈴木会長) 資料2の要綱改正について、委員の了解を取ればよろしいでしょうか。これだけ決めたい。私道について、了解頂けるか。
- (小寺委員) 質問させて下さい。第3条の所、1軒でもやりたければ市で布設してくれるということか。
- (事務局椙浦) はい、1件でも繋ぎたいならやる。施工する要件の件数を変えるということです。
- (堀委員) 議決を要する件について議員としてはイエス・ノーを安易に回答できない。
- (事務局河合) 要綱ですので議決まで上がってこない。
- (堀委員) 私道の問題、開発のとき権利関係が発生しないか。
- (事務局椙浦) 個人の土地ですので、承諾と将来に渡っての了承はして貰う。
- (堀委員) 共有地の間は本管ですということですね。
- (鈴木会長) では改正案を了承してもよろしいでしょうか。

- (委員全員)       ～反対意見無し～
- (鈴木会長)       では、私道の布設要綱の改正を了承します。
- (平田委員)       すいません、その他の委員は引き続きなので良いが、先ほど議員さんは議員としての意見は言えないとなると、議論が進まなくなるのではないか。立場をはっきりさせて貰いたい。
- (西岡委員)       二元代表制の議員が審議会に出るのは適正でない。個々それぞれの意見がある。
- (平田委員)       最初に決めておかないと、議員の立場で駄目ですと言われると時間だけ掛かって進まなくなる。ここは一般市民の生の声を聞く場ではないか。
- (西岡委員)       個々の人の意見を言えば良い。それを会長さんがまとめて頂ければいい。
- (堀委員)       議員の立場だと微妙な問題もある。個人としては、下水道事業は進めて欲しいが、ただ、微妙な問題をクリアして行かないといけない。
- (平田委員)       それぞれの立場で発言して貰い、答申を出して議会で議決して貰えば良い。
- (鈴木会長)       では、時間ですので今日はここまでで、次回は質疑から入りたいと思います。その後、水洗化率向上の議論に入って行きたいと思います。3月の議会に提案したい。
- (事務局弘岡)     汚水処理計画が無いことは恥ずかしい。3月の議会に提案したい。
- (鈴木会長)       出来るだけ早く決めたい。次回は11月27日(木)15時からでよろしいか。では、27日に決めます。それまでに資料をよく読んでおいて下さい。